

	Q	A	備考
1	天井 (トイレ、キッチン、洗面所等)水回り、居室等天井のクロス張替えについて、「環境にやさしい」等の記載があるのですが、天井のクロス張替えは対象となるでしょうか？	⇒ 交付の要件（取扱規定第4条）に、「断熱材を使用すること」と規定しています。 クロスの張替えのみは、対象になりません。	
2	床 床の断熱について、性能の基準はありますか。断熱材を使用すれば対象でしょうか？	⇒ 床のリフォーム工事に使用する断熱材の性能基準は規定していません。 断熱材を使用した工事であれば、助成の対象となります。	
3	床 現在の床に重ねてもう一枚床板を張る場合は、床を重ねることで断熱効果が上がりますがその場合は対象となりますか？	⇒ 交付の要件（取扱規定第4条）に、「断熱材を使用すること」と規定しています。 断熱材を使用しないリフォームは、助成の対象になりません。	
4	トイレ・床 トイレで床を張り替えずに交換できる場合は、トイレのみ対象ですか？	⇒ トイレのみ助成の対象となります。	トイレ交換に伴い床を剥がす必要がある場合に限り、床工事も対象リフォームに含まれます。
5	外壁等塗装 外壁、屋根塗料の耐久年数について、10年等の年数が明確な記入がない場合、試験結果等でも申請可能ですか？（内容や性能まで精査してもらえますか？）	⇒ 屋根・外壁の塗装工事は、「省エネルギー性能又は10年以上の高耐久性を有する塗料を使用すること」としています。 10年以上の高耐久性が分からない場合は、省エネルギー性能を有する塗料であることが必要となります。	使用する資材の性能が分かるカタログ等の書類（写しでも可）を添付してください。
6	壁 クロスを板壁にリフォームする場合は対象ですか？	⇒ 壁の断熱改修工事は、「断熱材を使用すること」と規定しています。 断熱材を使用しないリフォームは、助成の対象になりません。	
7	外デッキ ウッドデッキ工事は対象となりますか？	⇒ ウッドデッキの塗装工事であれば、「省エネルギー性能又は10年以上の高耐久性を有する塗料を使用すること」が交付要件となります。（ウッドデッキ工事自体は対象になりません。）	使用する資材の性能が分かるカタログ等の書類（写しでも可）を添付してください。
8	床 畳からフローリングへの張替えは対象となりますか？	⇒ 床の断熱改修工事は、「断熱材を使用すること」と規定しています。 断熱材を使用しないリフォームは、助成の対象になりません。	
9	床 畳床に断熱性の物が使われている場合、対象となりますか？対象となる場合どこまでの工事が対象となりますか？	⇒ 畳床に断熱材が使用されていれば対象となります。使用する畳に改修する為の工事は対象となります。	
10	ベランダ テラス屋根等を設置する場合対象となりますか？	⇒ 設置は助成の対象になりません。 塗装の場合は、「省エネルギー性能又は10年以上の高耐久性を有する塗料を使用すること」が交付要件となります。	状況（設置場所、環境）により、異なります。事前にご相談ください。

	Q	A	備考
11	機器 新たに機器（エコキュート等）の設置をする場合は対象となりますか？	⇒ 省エネルギー性能を有する給湯機器への交換は、助成の対象となります。	エコキュート、エコジョーズ、エコワン等の高効率給湯機が助成の対象となります。
12	申請書 申請書の対象外部分（事業所部分等）がある場合は申請書に0円を記載する必要がありますか？	⇒ 対象外部分は記載不要です。	
13	機器 水回り機器への工事も附帯工事は対象となりますか？	⇒ 水回り機器の交換工事をする場合で、関連して工事をしないと取り付けられない場合は、附帯工事として助成の対象となります。	
14	エアコン 吊り下げ型エアコンは対象となりますか？	⇒ 業務用の吊り下げ型エアコンが省エネルギー性能を備え、設置に工事が伴う場合は、助成の対象となります。埋め込み式も同様です。家庭用エアコン（壁掛け用）は対象外となります。	設置するエアコンの省エネ性能が分かるカタログ等の書類（写しでも可）を添付してください。

※附帯工事に該当するか等、判断が困難な場合は審査会で精査、決定します。